

## 平成 29 年度特定調達品目に関する検討方針・課題（案）

平成 29 年度における特定調達品目及びその判断の基準等の見直しに係る検討方針・課題等の概要は、以下のとおり。

### 1. 重点検討事項について

平成 28 年度の第 3 回特定調達品目検討会（以下「検討会」という。）において合意された、平成 29 年度における検討方針・課題から、以下の 2 つを重点検討事項として位置づけ、検討を実施するものとする。

#### （1）グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討及びプレミアム基準の活用に関する検討

本年度は、引き続きプレミアム基準の活用に係る専門委員会を設置し、昨年度の検討結果等を踏まえ、グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方について、具体的な検討を行うこととする。また、市場の更なるグリーン化を図るとともに、調達側・供給側双方にとって目指すべき方向性を示すため、プレミアム基準を積極的に活用するための方策について検討を実施するものとする。なお、専門委員会における検討内容等は資料 5 参照。

#### （2）木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係る検討

昨年 5 月に成立した「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」は、本年 5 月 20 日に施行されたところである。本年度は、クリーンウッド法に係る主務省令等を踏まえ、グリーン購入法における木材・木材を原料とする製品の合法性証明の確認を不要とする措置<sup>1</sup>及び合法性の確認等について、市場動向を勘案しつつ検討を行い、適切に対応を図るものとする。

具体的には、グリーン購入法において可能な限り、合法性証明を不要とする例外的措置によらない調達を実施するために、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採された木材について、現存する在庫を特定し、認定する等の信憑性・信頼性を担保する措置を講ずることについて検討を実施する。また、現行のグリーン購入法における合法性の確認については、林野庁ガイドライン<sup>2</sup>に準拠して実施しているところであるが、クリーンウッド法の施行に伴い、同法の合法性の確認方法との整合を図りつつ、確認手続・方法について規定するものとする。

<sup>1</sup> 平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結している場合は合法性の確認を不要とする措置。

<sup>2</sup> 林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成 18 年 2 月 15 日）

## 2. 品目の追加等の検討について

### (1) 平成 29 年度募集における新規提案について

例年のとおり、5月29日から6月23日の約1ヶ月間、特定調達品目に係る提案募集（物品・役務及び公共工事）を実施したところ。物品15件、役務13件（うち同様提案7件）、公共工事5件、木材又は木材を原料とする品目に共通の提案2件の計35件<sup>3</sup>である。主な提案品目に係る検討方針等については、[資料4-2](#)参照。

なお、本年度の提案募集に当たっては、温室効果ガスの排出抑制に特に資すると考えられる特定調達品目の追加、見直し等について積極的な提案を求めている<sup>4</sup>。

### (2) 公共工事のロングリスト掲載品目について

公共工事の分野において、平成29年度の特定調達品目の追加、見直しに反映されなかったもののうち、継続検討品目群（ロングリスト）として整理された6提案<sup>5</sup>について引き続き検討を実施。

## 3. 物品及び役務に係る見直し対象品目について（新規提案以外）

「特定調達品目の見直し等に関する方針<sup>6</sup>（以下「見直し方針」という。）」に示された考え方に則し、検討会における検討を踏まえ、適切に見直しを実施する。また、平成29年度から33年度までの5年間における特定調達品目（物品及び役務）の見直しスケジュールについても公表されており、本年度の見直し対象品目は、下表に示した35品目となっている。なお、5年間の見直しスケジュールは[別紙](#)参照。

表 平成29年度見直し予定品目一覧

分野	品目
オフィス家具等	いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード
家電製品	電気便座
照明	LED照明器具、電球形状のランプ（電球形LEDランプ）
自動車等	自動車、2サイクルエンジン油
消火器	消火器
インテリア・寝装寝具	ベッドフレーム
設備	太陽光発電システム（公共・産業用）、燃料電池、日射調整フィルム
災害備蓄用品	災害備蓄用品10品目（ペットボトル飲料水、缶詰、アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品等、栄養調整食品、フリーズドライ食品、非常用携帯燃料、携帯発電機）
役務	自動車専用タイヤ更生、自動車整備、輸配送、旅客輸送（自動車）、引越輸送

<sup>3</sup> 分野・品目等については提案者の申告によるものを含むため、今後の検討により変更があり得る。なお、物品（災害備蓄用品分野）の1提案については提案が取り下げられた。

<sup>4</sup> 35提案中14提案が温室効果ガスの排出抑制に特に資する品目として提案された。

<sup>5</sup> ロングリスト掲載品目については追加資料が5件提出された。

<sup>6</sup> 平成25年度第3回検討会において報告・了承の上、公表された。

本年度の対象品目に係る検討方針等の概要は、以下のとおりである。検討に当たっては、国等の機関の調達実績、見込まれる環境負荷低減効果等を踏まえ、国内外の環境ラベルや政府調達制度等の環境負荷項目・基準との整合について考慮するとともに、妥当性の検証を実施するものとする。

また、本検討会における意見・指摘事項、環境問題を巡る動向等を踏まえ、早期の見直しが必要な品目への対応、環境政策の観点から広く普及を図る必要のある品目や重視すべき施策・方針等、特に、地球温暖化対策の観点から低炭素化に寄与する事項等については、分野横断的な検討を含め、見直しに適切に反映するものとする。

### (1) オフィス家具等

- オフィス家具等については、現行の基本方針において 10 品目が対象
- 主要材料ごとに再生材使用率又は植物由来プラスチックの使用、木質については間伐材などの木材の使用等に係る判断の基準を設定
- 大部分の材料が金属類の棚又は収納用什器については、棚板の機能重量（リデュース）、環境配慮設計、単一素材分解可能率（リユース、リサイクル）に係る判断の基準を設定
- 平成 28 年 6 月には「家具 Version2.1」として、エコマーク認定基準の見直しが実施されたところ
- こうした状況を踏まえ、新たな評価項目の設定や数値基準の強化等の判断の基準等の見直しについて検討

### (2) 家電製品

#### ○ 電気便座

- 電気便座については、省エネ法のトップランナー基準の設定及び多段階評価の設定、改定に伴う修正を行ってきたところ
- 公共向け（パブリック）の製品、貯湯式の電気便座及び暖房便座については、市場における供給状況を踏まえ経過措置を設定
- 製品ごとのエネルギー消費効率に関する詳細な調査を実施し、エネルギー消費効率の見直しをはじめとした新たな判断の基準等の設定について検討

### (3) 照明

#### ① LED 照明器具

- 高効率照明（LED、有機 EL 等）については 2020 年にフロー 100%・ストック 50%、2030 年にストック 100%が目標<sup>7</sup>
- 今後とも LED 照明を中心とした高効率照明の普及が見込まれるとともに、

---

<sup>7</sup> エネルギー基本計画（平成 26 年 4 月 11 日閣議決定）及び日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）。また、政府実行計画において「政府全体の LED 照明のストックでの導入割合を、2020 年度までに 50%以上とすることに向けて努める」こととされている。

技術開発や市場への普及が著しい品目

- LED 照明器具について判断の基準等の見直しについて検討
- 新たなトップランナー基準案<sup>8</sup>は現行の判断の基準を下回っていることから、市場動向を踏まえた新たな数値基準の設定を含めた検討を実施

## ② 電球形 LED ランプ

- 省エネ法のトップランナー基準の対象となる LED ランプについては、種類・形状が限られていること等から、現行の基本方針では当該基準を適用せず、独自の判断の基準を設定・運用
- 新たなトップランナー基準案<sup>9</sup>及び電球形 LED ランプの市場動向等を踏まえるとともに、必要に応じ、蛍光灯、その他の電球類を含めたランプ全般に係る判断の基準等の見直しについて検討

## (4) 自動車等

### ① 自動車

- 乗用自動車については、平成 32（2020）年度を目標年度とするトップランナー基準が告示されているところであるが、既に現段階において超過達成している車種が一定程度存在している状況
- 平成 32（2020）年度のトップランナー基準及びその達成状況等を踏まえ、燃費に係る判断の基準の強化を中心とした検討を実施
- 排出ガスについては平成 30 年規制が導入されることから、当該規制への対応について検討が必要
- 併せて、昨年 5 月に閣議決定された政府実行計画における公用車の導入に係る 2030 年度の目標（2020 年度の間目標を含む）<sup>10</sup>を踏まえ、対象範囲や判断の基準等の見直しについて検討

### ② 2 サイクルエンジン油

- 2 サイクルエンジン油については、平成 18 年度より特定調達品目に追加。当時のエコマーク認定基準（生分解性潤滑油 B 2 サイクルエンジン油）に準拠して判断の基準等を設定
- 近年の市場状況等を確認の上、見直しの必要性について検討

---

<sup>8</sup> 平成 32（2020）年度を目標年度とする照明器具の目標値は昼光色・昼白色・白色が 100.0lm/W、温白色・電球色が 50.0lm/W（「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会照明器具等判断基準ワーキンググループ取りまとめ」（平成 29 年 3 月 31 日）による）

<sup>9</sup> 平成 39（2027）年度を目標年度とする電球類の目標値は昼光色・昼白色・白色が 110.0lm/W、温白色・電球色が 98.6lm/W（出典：脚注 8 と同様）

<sup>10</sup> 「政府の公用車については、2030 年度までに代替可能な次世代自動車がない場合を除き、ほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努めることとする。2020 年度を中間目標として、政府全体で公用車の 4 割程度を次世代自動車とすることに向けて努めるものとする」こととされている。

## (5) 消火器

- 消火器については、粉末 ABC 消火器を対象とし、平成 17 年度より特定調達品目に追加。現行の判断の基準は、消火薬剤への再生材料の使用、回収及び再使用又は再生利用のためのシステムの構築を設定
- 特定調達物品等の市場占有率は年々上昇しており、既にほとんどの物品が特定調達物品等に該当している状況
- 対象範囲の拡大等を含め、判断の基準等の見直しについて検討

## (6) 設備

### ① 太陽光発電システム<sup>11</sup>

- 太陽光発電システムについては、判断の基準として太陽電池モジュールのセル実効変換効率、パワーコンディショナの効率、エネルギーペイバックタイム、情報開示等を設定
- 政府実行計画においても、新築及び既存の庁舎における整備が掲げられており、国等の機関において引き続き率優先的な導入が必要
- 太陽光発電システムの導入そのものを推進する観点を検討しつつ、より高効率のシステムの導入を図るために、市場動向等を踏まえ、判断の基準等の見直しについて検討
- 廃棄段階となる設備機器も相当程度発生することが見込まれることから、設備機器のリユース・リサイクルの観点を含めた検討も重要
- 太陽光発電設備単体に止まらず、蓄電池、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ヒートポンプ等他の設備機器等と組み合わせた検討も重要

### ② 燃料電池

- 燃料電池については、法施行当初より特定調達品目。燃料電池の普及促進を図るとともに、導入自体が環境負荷低減につながるとの考えから「燃料電池であること」を判断の基準として設定
- 燃料電池の対象、判断の基準等については、これまで見直しを行っておらず、新たな判断の基準等の設定可能性について検討

### ③ 日射調整フィルム

- 日射調整フィルムについては、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持つ窓ガラスに貼付するフィルムを平成 21 年度より特定調達品目に追加
- 冬季における空調負荷低減の観点から、断熱を目的とした製品の対象としての追加の可能性を含め、判断の基準等の見直しについて検討

---

<sup>11</sup> 10kW 以上の太陽電池モジュールを使用したものが対象

## (7) 災害備蓄用品

- 災害備蓄用品については、平成 20 年度以降、食料・飲料水 8 品目、生活用品・資材 8 品目（うち 5 品目は他の分野の特定調達品目と重複）が特定調達品目として順次追加
- 非常用携帯電源を除く 10 品目<sup>12</sup>について、国等の機関における調達実績、市場動向等を踏まえ、判断の基準の見直しの必要性について検討
- 缶詰の判断の基準として設定している賞味期限を 3 年とする経過措置を設定しているところ。市場動向・開発状況等を引き続き調査し、適切に対応

## (8) 役務

### ① 自動車専用タイヤ更生

- 自動車専用タイヤ更生については、平成 14 年度より特定調達品目
- 現行の基本方針においてはリトレッド及びリグループが対象
- 国等の機関における調達実績、市場動向等を確認の上、判断の基準等の見直しの必要性について検討

### ② 自動車整備

- 自動車整備については、平成 16 年度より特定調達品目
- 判断の基準は、リサイクル部品（リユース部品、リビルド部品）の使用又はエンジン洗浄に係る要件
- 業界における新たな取組について調査・検討の上、判断の基準等の見直しの必要性について検討

### ③ 輸配送、旅客輸送（自動車）及び引越輸送（輸送分野 3 品目）

- 輸配送については平成 19 年度、旅客輸送（自動車）については平成 20 年度、引越輸送については平成 25 年度に特定調達品目としてそれぞれ追加
- 輸送分野 3 品目に係る判断の基準として、省エネ法に基づくエネルギー使用の合理化、エコドライブ推進措置、車両の点検・整備等が共通の基準として設定
- さらに個別品目の特性に応じた判断の基準等を設定
- 国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、輸送分野に係る判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性、個別品目の特性に応じた判断の基準等の見直しの必要性について検討

## (9) その他の品目に係る見直し等

上記（1）～（8）に示した見直し対象品目以外の品目についても、見直し方針に示された考え方にに基づき、平成 30 年度以降の見直し予定品目であっても、必要に

---

<sup>12</sup> 非常用携帯電源は平成 29 年度に新規品目として追加

応じ、適切に対応を図ることとする。

また、平成 30～34 年度の見直しスケジュールの作成に向けて、平成 30 年度の見直し対象となっている分野<sup>13</sup>・品目について、当該分野・品目に係る技術開発動向、特定調達物品等の市場供給状況等の関連情報を収集・整理するものとする。

#### ① 経過措置等設定品目

上記の見直し対象品目を含め、経過措置を設定している品目について、製品の供給状況等を踏まえ、経過措置の終了の可否について適切に判断。

なお、木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係る備考の記載については、前述 1. (2) の検討結果を反映。

#### ② 配慮事項の見直し

本年度の見直し対象となる品目を中心に、当該品目に設定されている配慮事項については、可能な限り配慮事項の内容の定量化又は明確化を図るとともに、「プレミアム基準の活用に係る専門委員会」における検討状況等を踏まえ、プレミアム基準の活用にあ資するよう検討を実施する。

### 4. グリーン購入の推進に関する事項

#### (1) 環境負荷低減効果等について

グリーン購入の実施による環境負荷低減効果の評価及び環境物品等の市場動向の把握を実施する。

- グリーン購入による環境負荷低減効果
  - 国等の機関のグリーン購入の実施による温室効果ガス排出削減をはじめとした環境負荷低減効果について可能な範囲で試算
  - グリーン購入の実施による我が国全体の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

#### (2) グリーン購入の推進について

グリーン購入の推進に向けて、以下の内容に取り組むものとする。

- 調達者の手引きの改定
  - 調達者が各特定調達品目の調達に当たって確認すべき項目や判断の基準等について解説した「グリーン購入の調達者の手引き」への品目の追加・記載内容の変更等の改定
- 地方公共団体、事業者等への普及・啓発
  - 地方公共団体に対する調達方針策定等の実務支援、事例集の作成・配布、担当者向け実務研修の開催等

<sup>13</sup> 紙類（コピー用紙、印刷用紙等）、画像機器等（プロジェクタ）、温水器等、照明、設備、役務（食堂、蛍光灯機能提供業務、小売業務、会議運営）

- 地方ブロック別説明会の活用等
- プレミアム基準策定ガイドライン（本編・別冊）の改定及びプレミアム基準の普及促進
  - プレミアム基準の活用に係る専門委員会における検討を踏まえ、プレミアム基準策定ガイドラインを改定（本編）
  - 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も視野に入れた「イベントにおけるグリーン購入ガイドライン（別冊）」の改定
  - 国等の機関への周知・普及、地方公共団体及び事業者等への情報提供を通じ、プレミアム基準の普及を促進